現 行	改正	特 記 事 項
後払い式サーバ管理型乗車券取扱基準規程	タッチ決済乗車取扱規則	規則名の改定
	<u>(目的)</u> <b>佐まな</b> この担切に サラダネスセナヘヤ (ロフェリンと ) 値	新設
	第1条 この規則は、神戸新交通株式会社(以下「当社」という。)線 内において、タッチ決済乗車により当社線を利用する旅客の運送等に	
	りにおいて、タッケ 佐賀来単により 当社様を利用する旅各の運送寺に ついて、合理的な取扱方を定め、旅客の利便性向上と事業の能率的な	
	遂行を図ることを目的とする。	
(適用範囲)	(適用範囲)	
第 <u>1</u> 条 サーバ管理型乗車券取扱規則 <u>(以下「規則」という。)</u>	第2条 タッチ決済乗車による旅客の運送等については、サーバ管理型	
<u>の定めに基づく旅客の運送</u> および <u>その取扱方については、規</u>	乗車券取扱規則およびこの <u>タッチ決済乗車取扱規則の</u> 定めるところによ	
程によるほか、この後払い式サーバ管理型乗車券取扱基準規	る。	
程に定めるところによる。	2 当社線の旅客の運送等に関し、この規則に定めのない事項について	
	<u>は、旅客営業規則等の定めるところによる。</u>	
	(用語の意義)	新設
	<b>(角語の意義</b>	利政
	りとする。	
	(1)「タッチ決済媒体」とは、当社の対応改札機において認証するこ	
	とができるタッチ決済機能のあるクレジットカード、デビットカ	
	<u>ード、プリペイドカード、およびタッチ決済機能を搭載している携</u>	
	帯型端末等の情報端末をいう。	
	(2) 「タッチ決済乗車」とは、カード会員番号等の識別情報を有する	

タッチ決済媒体を、サーバ管理型乗車券として使用する乗車方法のことをいう。

- (3) 「対応改札機」とは、タッチ決済媒体を使用する際に、媒体が有する識別情報を読み取ることができる改札機をいう。
- (4) 「発行者」とは、タッチ決済機能を有するカードを発行する者、 およびタッチ決済機能を提供している者をいう。
- (5) 「管理サーバ」とは、タッチ決済乗車に必要となる各種データ (識別情報、入出場情報、利用履歴等)を管理するサーバをいう。

#### (使用の制限)

- 第<u>2</u>条 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>後払い式</u> サーバ管理型乗車券は使用することができない。
  - (1) 発行者が別に定める利用枠を超えた場合
  - (2) 発行者が別に定める使用制限または停止を行った場合

## (使用の制限)

- **第4条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>タッチ決済媒体</u>は 使用することができない。
  - (1) 発行者が別に定める利用枠を超えた場合<u>および使用制限または</u> 停止を行った場合
  - (2) 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済媒体を同時に使用する

     こと
  - (3) 他の乗車券と併用して使用すること
  - (4) 偽造、変造、ならびに不正に作成または不正に取得されたタッチ決済媒体を使用すること
- **2** 入場時に使用したタッチ決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該タッチ決済媒体で再び入場することはできない。

## (運賃の収受)

第3条 後払い式サーバ管理型乗車券を規則第8条の規定により使用する場合、入場駅から出場駅までの大人片道普通旅客運

## (運賃)

第<u>5</u>条 タッチ決済乗車には大人普通旅客運賃を適用するものとし、小児旅客運賃は設定しない。

新設

<u>賃を収受する。この場合、小児が後払い式サーバ管理型乗車券を</u> 使用する場合であっても、大人片道普通旅客運賃を収受する。

- 2 後払い式サーバ管理型乗車券を使用する場合の運賃は、利用した当日分を集計する。また、利用日の運賃は、当該後払い式サーバ管理型乗車券の発行者が、当社に立替払いすることで旅客に対する求償債権を取得し、旅客に請求する。
- **3** 請求方法については、発行者が別に定めるところによる。

## (効力)

第4条 後払い式サーバ管理型乗車券から大人片道普通乗車券 を収受することを承諾して使用する場合は、小児1人が使用す ることができる。

# (効力)

- 第<u>6</u>条 <u>タッチ決済乗車を行った場合のタッチ決済媒体の乗車券と</u> しての効力は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とする
  - (2) 入場後は当日に限り有効とする
  - (3) 途中下車の取扱いはしない
  - (4) 小児の利用は、大人運賃および料金を適用することを承諾して タッチ決済媒体を使用する場合に有効とする

# (契約の成立時期および適用規定)

- **第7条** タッチ決済乗車による旅客との運送契約の成立時期は、入場の際、対応改札機等による改札を受けた時とする。
- **2** 前項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

# (旅客の同意)

**第8条** タッチ決済媒体を使用する旅客は、本規則およびこれに基づいて 定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。 新設

新設

## (使用方法)

**第9条** タッチ決済媒体を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的 で対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のタッチ決済媒体により 対応改札機等による改札を受けて出場しなければならない。

### (紛失)

- 第10条 入場後、タッチ決済媒体を紛失した場合、入場駅から出場 駅までの普通旅客運賃を現金等で収受する。
- 2 タッチ決済媒体の紛失に対し、当社はその責を負わない。

#### (利用履歴の確認)

第5条 規則第12条により利用履歴を確認する場合、乗車券管理 サーバに記録されている最近の利用日から最大365日遡り、利用 月日、乗車区間および運賃額等を確認することができる。

# (前回利用時の出場情報がない<u>後払い式サーバ管理型乗車券</u>の取扱方)

- 第<u>6</u>条 前回利用時の出場情報が正しく記録されていない<u>後払</u> い式サーバ管理型乗車券の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行う。
  - (2) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合で、前回 乗車区間の運賃を全額支払っていない場合(他社局区間の運 賃のみを支払っている場合等)は、前回乗車区間の片道普通旅 客運賃と前回支払った運賃額との差額を現金等で収受して発 駅情報の消去処理を行う。

# (利用履歴の確認)

- 第 11 条 旅客は、乗車券管理サーバと接続する Web サイト等において、所定の手続きを行ったうえで、タッチ決済の乗車の利用日、利用区間、運賃等を確認することができる。
- **2** 前項で規定する確認は、利用日から1年間に限り行うことができる。

# (前回利用時の出場情報がない<u>タッチ決済媒体</u>の取扱方)

- 第12条 前回利用時の出場情報が正しく記録されていない<u>タッチ決済媒</u>体の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合は、その内容を確認のうえ、発駅情報の消去処理を行う。
  - (2) 旅客が有効証明書または連絡票を添付している場合で、前回乗車区間の運賃を全額支払っていない場合(他社局区間の運賃のみを支払っている場合等)は、前回乗車区間の片道普通旅客運賃と前回支払った運賃額との差額を現金等で収受して発駅情報の消去処理を行う。
  - (3) 旅客が有効証明書または連絡票を添付していない場合は、<u>タッチ決</u> 済媒体に記録されている旅行開始駅から最遠区間の片道普通旅客運賃

## 新設

新設

- (3) 旅客が有効証明書または連絡票を添付していない場合は、後 払い式サーバ管理型乗車券に記録されている旅行開始駅から 共通利用が可能な線内の最遠区間の片道普通旅客運賃と規則 第16条に規定する増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行 う。
- (4) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認するこ とができ、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区 間に対する片道普通旅客運賃を収受し、増運賃は収受しない。
- 2 当社の後払い式サーバ管理型乗車券専用連絡票の様式は、当社 が定める。

- と当規則第14条に規定する増運賃を収受し、発駅情報の消去処理を行 う。
- (4) 前号の規定にかかわらず、係員が前回乗車区間を確認することがで き、不正乗車でないことが明らかな場合は、当該乗車区間に対する片 道普通旅客運賃を収受し、増運賃は収受しない。

#### (無効となる場合)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該タッチ決済 **新設** 乗車を無効とする。
  - (1) 旅行開始後のタッチ決済媒体を他人から譲り受けて使用したと
  - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機による改札を受けずに乗車し たとき
  - (3) その利用方法に基づかず使用したとき
  - (4) 偽造、変造または不正に作成されたタッチ決済媒体を使用した とき
  - (5) その他不正乗車の手段として使用したとき

# (自動改札機による改札を受けずに乗車した場合の取扱方)

第7条 旅客が係員の承諾を得ないで、自動改札機による改札を 受けずに乗車した場合であって、不正乗車でないことが明らか な場合は、規則第15条および同第16条の規定にかかわらず、当該 後払いサーバ管理型乗車券は無効とせず、増運賃の収受を行わ ないで取り扱うことができる。

削除

## (不正乗車等に対する旅客運賃、増運賃の減免等)

第8条 規則第16条の規定により増運賃を収受する場合、特別の 事由があって別段支障がないと認められるときは、増運賃の減 免等をすることができる。

## (後払い式サーバ管理型乗車券障害時の取扱い)

**第9条** 破損等により<u>サーバ管理型乗車券</u>の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合は、<u>後払い式サーバ管理型乗車券</u>は使用することができない。

## (列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

- 第10条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に2時間以上遅延した場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
  - (1) 旅行開始駅まで無賃送還する場合 乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、旅行開始 駅での出場時には当該<u>サーバ管理型乗車券</u>の発駅情報の消去 処理を行う。
  - (2) 旅行開始駅に至る途中駅まで送還する場合 旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途 中駅にて当該サーバ管理型乗車券から収受する。

### (不正乗車等に対する旅客運賃、増運賃の収受等)

- 第14条 前条のいずれかの規定に該当した場合は、当該旅客の乗車 駅から乗車区間に対する普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増 運賃とを併せて収受する。
- 2 前項の規定により、旅客運賃および増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第94条の規定を準用する。
- **3** 前回利用時の出場情報がないタッチ決済媒体の取扱いは、別に定めるところによる。

#### (タッチ決済媒体障害時の取扱い)

- 第<u>15</u>条 破損等により<u>対応改札機等</u>の処理を行う機器での取扱いが不能 となった場合は、タッチ決済媒体は使用することができない。
- **2** なお、前項の場合は、普通旅客運賃をタッチ決済媒体以外で収受することができる。

## (列車の運行不能または遅延の場合の取扱方)

- 第16条 旅客は、対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に2時間以上遅延した場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
  - (1) 旅行開始駅まで無賃送還する場合 乗車区間の運賃は収受しない。また、無賃送還後、旅行開始駅での出 場時には当該タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を行う。
  - (2) 旅行開始駅に至る途中駅まで送還する場合 旅行開始駅から途中駅までの片道普通旅客運賃相当額を、途中駅にて 当該タッチ決済媒体から収受する。
  - (3) 旅行を中止した場合

- (3) 旅行を中止した場合 旅行中止駅で出場時に、当該サーバ管理型乗車券の発駅情報 の消去処理を行う。
- 2 当社が不通区間に対して、代替輸送等他の輸送手段を講じ た場合の取扱方は、別に定めるところによる。

旅行開始駅で出場時に、当該タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を 行う。

2 当社が不通区間に対して、代替輸送等他の輸送手段を講じた場合の 取扱方は、別に定めるところによる。

### (同一駅で出場する場合の取扱い)

- 第17条 旅客は、タッチ決済媒体を使用して入場した後、途中駅で 旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始 駅から途中駅までの実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等 で支払い、タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければな らない。
- 2 旅客は、タッチ決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一 駅で出場する場合、1区間相当の普通旅客運賃を現金等で支払い、 当該タッチ決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならな

## (免責事項)

- 第18条 タッチ決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害ま たは発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当 社はその責めを負わない。
- 2 旅客が利用している通信提供事業者のシステム障害および回線障 害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 携帯情報端末の決済媒体利用および販売サイトへの接続における 携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

附則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月11日から施行する。

新設

新設

附則 この規程は、令和6年4月11日から施行する。